

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第25号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表第1（第7条関係）					別表第1（第7条関係）						
県立都市公園名		有料公園施設			県立都市公園名		有料公園施設				
岩手県営運動公園		陸上競技場、補助競技場、野球場、サッカー・ラグビー場、テニスコート、 <u>登はん競技場</u>			岩手県営運動公園		陸上競技場、補助競技場、野球場、サッカー・ラグビー場、テニスコート、 <u>スポーツクライミング競技場</u>				
[略]					[略]						
別表第3（第12条、第23条関係）					別表第3（第12条、第23条関係）						
1 岩手県営運動公園					1 岩手県営運動公園						
公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料		附属の施設 又は設備の 使用料	公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料		附属の施設 又は設備の 使用料
			一 般	学生及 び生徒					一 般	学生及 び生徒	
[略]					[略]						
<u>登はん競技場</u>		1時間までごとに 1面ごとに	220	100	[略]	<u>スポーツクライミング競技場</u>	貸切使用の場合	1時間までごとに	220	100	
							個人使用の場合	1人1時間までごとに			120
[略]					[略]						

2・3 [略]

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。